

## 「公の施設に係る受益と負担のあり方」の運用について

### 経緯及び概要

- 本市の公の施設の多くでは、使用料等の収入に対して維持管理・運営費が超過しており、80%以上が市税収入等によって賄われている。
- 真に必要な公共施設において、サービスを持続的に提供していくためには、管理コストの一定割合について、利用者に負担を求める「受益と負担」の原則に基づいた使用料等の見直しが必要であり、「北九州市公共施設マネジメント実行計画」の基本方針に基づき、公の施設の利用料金や減免制度の見直しを検討してきた。
- 各区での市民説明会での意見、アンケート調査や市民意見募集の結果、市議会での議論等を踏まえ、「公の施設に係る受益と負担のあり方」を平成29年12月に策定した。
- 将来的な財政負担の軽減に向けて、この「あり方」に基づき、市民文化スポーツ局・教育委員会が所管する各施設の料金改定案を作成した。
- 平成30年6月議会を目途に条例改正議案を提案したいと考えている。  
今後は、各施設の関係者、利用団体等に説明し、理解を求めてまいりたい。

資料1 公の施設の受益と負担のあり方の概要

資料2 市民文化スポーツ局・教育委員会所管分施設の使用料等改定の考え方

資料3 市民文化スポーツ局・教育委員会所管分施設の使用料等改定（案）について

資料4 高齢者減免見直し対象施設（市民文化スポーツ局・教育委員会所管分施設）について

資料5 市内の主要文化施設、他都市の美術館観覧料

添付資料 公の施設に係る受益と負担のあり方